

令和 5 年 1 月 6 日

日本中央競馬会からの寄付金取扱要領

福井県共同募金会

令和 4 年 12 月 26 日付中央共募運発第 183 号により日本中央競馬会（以下 JRA）から本会に 430 万円が寄せられることになり、この寄付金の取扱いについて以下の通り定めます。

1. 目的

JRA の意向として、新型コロナウイルスの拡大に伴う経済的貧困や社会的孤立に取り組む支え合い活動へ募金を望んでおり、福井県共同募金会では、その趣旨に沿った助成を行う共同募金委員会と本会の使途選択募金の登録団体に赤い羽根共同募金の寄付金として事業を指定して送金します。

2. 送金対象

市町共同募金委員会

福井県共同募金会の使途選択募金登録団体

3. 対象になる事業

市町社会福祉協議会が行う、新型コロナウイルスの拡大に伴う経済的貧困や社会的孤立に取り組む支えあい活動

【事業例】～令和 3 年度助成決定事業より～

- 地域サロン、地域支え合いマップ
- 生活困窮世帯への見守り訪問
- 障がい者ふれあい交流
- 生活困窮者のふれあい見守り給食
- 生活困窮家庭の体操服購入費助成
- 小地域見守り地域福祉講座開催
- ひとり親家庭見守り訪問
- 服薬支援ロボット整備
- 民生委員や福祉委員のスキルアップ研修会

4. 寄付金の取扱い

令和 4 年度の赤い羽根共同募金として、一般共同募金及び地域歳末たすけあ

いの寄付金として受け入れ、申請により市町共同募金委員会に送金します。

この寄付金は事業指定の寄付金として送金額全額を指定事業に使っていただきます。

5. 寄付金の送金額

共同募金の寄付金送金額の上限を以下の通り定めます。

- (1) 市共同募金委員会：30万円
- (2) 町共同募金委員会：20万円
- (3) 用途選択募金登録団体：

JRA送金額と共同募金委員会送金決定額の差額を各団体に充当します。

6. 申請手続き

寄付金を受けようとする共同募金委員会は、1月27日(金)までに申請書(別紙1)を本会に提出してください。

7. 申請事業について

申請対象事業は令和4年度共同募金推進計画の事業とします。すでに実施した地域歳末たすけあい事業や来年度に新たに実施する事業として計画変更する場合も対象とします。

一般募金として受け入れる場合は、募金実績が目標額を達成する事を前提にしています。(目標額に達していない場合は一般募金の地域助成額の算出に影響しますのでご注意ください)

8. 寄付金の決定

本会は、申請書により適当と認めた寄付金額を決定し、市町共同募金委員会へ通知し送金します。

9. 事業報告

寄付金を受けた市町共同募金委員会は、事業を終了した日から30日経過した日までに、本会に事業報告書(別紙2)を提出してください。

また、「はねっとシステム」にて事業報告(決定・清算明細)の一般公開区分にある、イチオシ事業として登録してください。

10. 補則

この取扱要領に定めるもののほか必要な事項は別に定めます。